

川口市環境衛生活動報償金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市内における公衆衛生の向上に資することを目的として、町会・自治会が自主的に行う環境衛生活動に対する報償金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償金の対象)

第2条 報償金は、環境衛生活動を行う市内の町会・自治会に対して予算の範囲内で交付するものとする。

2 交付の対象となる環境衛生活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 薬剤を使用しない用排水、道路側溝の清掃（除草を含む。）作業
- (2) 浸水地域における水中ポンプ等による排水作業
- (3) その他、市長が特に必要と認めた活動

(報償金の額)

第3条 報償金の額は、環境衛生活動の実施回数に3,000円を乗じた額とする。

2 前項の報償金は、当該年度の4月から12月までに行った環境衛生活動のうち、4回を限度とする。

(報償金の交付請求)

第4条 報償金の交付を受けようとする町会・自治会は、4月から12月までに行った環境衛生活動の実施報告をまとめた様式第1号に、撮影日の入った環境衛生活動中の写真1枚及び活動場所を記した地図を添えて、翌年1月末日までに市長に請求しなければならない。

(報償金の交付決定)

第5条 市長は、前条の請求があったときは、当該請求に係る書類の審査により、報償金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をし、様式第2号の通知書により請求者に通知をした上で、報償金を交付するものとする。

(報償金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の行為により報償金の交付を受けた者がいるときは、その者に対し当該報償金の全部又は一部を返

還させることができる。

(交付時期)

第7条 報償金は、当該年度末までに一括して交付する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年11月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から実施する。

ただし、平成13年度に限り従前の規定も適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。